

## 2 介護保険制度改正における費用負担に関する事項等について

### (1) 一定以上所得者の利用者負担の見直し等

#### ① 一定以上所得者の利用者負担の見直し【平成 27 年 8 月施行】

(負担割合変更時等の対応)

- 介護サービス利用者の負担割合が遡及して変更となった場合、基本的には保険者と被保険者の間で、変更内容に応じて追加給付又は過給分の返還請求を行っていただくこととなり、その際の事務処理については昨年 7 月 28 日の全国介護保険担当課長会議やその後の Q & A 等で随時考え方をお示ししてきたが、改めて次のとおり整理したので、参考とされたい。

(参考) 負担割合変更に伴う保険者と被保険者の間における調整について

### 1. 所得更正等の事実の把握

所得更正や世帯構成の変更等の事実が把握された場合、まずは遡及して判定を行う期間を確定する。

### 2. 利用者負担割合の再判定

所得更正等を行った後の合計所得金額等により、各期間における利用者負担割合の再判定を行う。

### 3. 利用者負担割合証の再交付等

利用者負担割合について再判定を行った結果、現時点の利用者負担割合が遡及して変更となる場合には、再判定した結果を記載した利用者負担割合証の再交付を速やかに行う。

### 4. 公費負担医療等の適用がある者について

原爆被爆者援護法の一般疾病医療費の支給等の保険優先の公費負担医療等対象サービスの利用者については、利用者負担割合が変更となることにより、介護保険給付の保険給付率と公費負担医療等の公費給付率の割合も変更となる。そのため、利用者負担割合が上がる場合は、利用者に対して返還請求を行い、公費負担医療等の費用負担者から利用者に対し、必要な差額を支給する。利用者負担割合が下がる場合には、差額の支給を行い、公費負担医療等の費用負担者が差額の返還請求を行えるよう適切に連携を図る。

### 5. 災害等の場合の利用者負担の減額・免除の認定証の再交付等

災害等の特別な事情により利用者負担が困難と認め、保険給付率を引き上げている利用者について、遡及して利用者負担割合が変更となる場合には、利用者負担割合が変更した後の保険給付率を改めて決定することとなるため、利用者負担割合や認定証の有効期限について必要な判定手続を行う。

なお、利用者負担割合が変更となる場合でも、既にされている減額・免除の承認決定に変更がない場合は決定通知や認定証の再交付までは要しない。ただし、認定証の有効期限が利用者負担割合の適用期間よりも短い場合があり、その場合は利用者負担の減額・免除の対象とならない期間について、6以降の手順に沿って利用者負担額の差額の算出等を行う必要があることに留意すること。

## 6. 低所得者への利用者負担軽減制度の適用の可否等

低所得者への利用者負担軽減制度（市町村独自事業含む。以下同じ。）による利用者負担額の軽減の有無について確認を行い、既にされている決定に変更があるようであれば、利用者負担割合や認定証の有効期限について必要な判定手続を行う。

その後、低所得者への利用者負担軽減制度による利用者負担額の軽減の有無及び適用の可否について確認を行い、遡及変更前の軽減額と遡及変更後の軽減額との差額を算出する。

## 7. 利用者負担額の差額の算出

利用者負担割合が変更となる期間において利用した介護保険サービスについて、低所得者への負担軽減制度等による軽減前の利用者負担額を基に、遡及変更後の利用者負担額（災害等の場合の利用者負担の減額・免除や低所得者への利用者負担軽減制度が適用される場合はそれらを適用した後の額とする。）との差額を算出する。

## 8. 高額介護（予防）サービス費の利用者負担段階の再判定

高額介護（予防）サービス費の利用者負担段階の変更が見込まれる場合には、新たな利用者負担段階となるよう必要な判定手続を行う。

## 9. 高額介護（予防）サービス費の差額の算出

利用者負担段階が変更となる期間において支給決定した高額介護（予防）サービス費がある場合には、遡及変更前と遡及変更後の高額介護（予防）サービス費の差額を算出する。その際、利用者と同じ世帯に属する他の者も介護保険サービスを利用している場合には、その者に係る高額介護（予防）サービス費についても額の算出が必要となる場合があることに留意すること。

## 10. 利用者に対する追加給付又は返還請求

6～10で算出した差額の合計額について、利用者に対し追加給付又は返還請求を行う。なお、返還請求を行う場合には、本人の同意を得たうえで、将来支給される高額介護（予防）サービス費から控除することも可能である。介護保険特別会計上の処理は、歳入（雑入）又は歳出（戻入）のいずれとするかは保険者判断として差し支えない（11以降における取扱いも同様）。

## 11. 高額医療合算介護（予防）サービス費の追加給付又は返還請求

利用者負担額や高額介護（予防）サービス費の利用者負担段階が変更となることにより、高額医療合算介護（予防）サービス費の額も変更となる可能性がある。その場合の対応については、高額介護（予防）サービス費に関するQ&A（2009年2月19日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料）を参考とされたい。

### 【高額介護（予防）サービス費に関するQ&A】

（問 30）自己負担額証明書を交付した後に、過誤、所得更正等により自己負担額に変更が生じた場合、修正後の証明書を被保険者に交付する必要があるのか。また、既に高額医療合算介護（予防）サービス費を支給していた場合の返還金等の取扱い如何。

（答）

- 1 自己負担額証明書を交付する前に、過誤、所得更正等により自己負担額に変更があった場合は、修正後の自己負担額を証明書に記載することとなる。
- 2 自己負担額証明書交付後に、過誤、所得更正等により、自己負担額に変更が生じた場合、修正後の自己負担額を記載した証明書を申請者に交付し直す必要がある。その際、次の手順を参考にされたい。
  - ① 基準日の医療保険者に対し、申請者の自己負担額の修正があったことを連絡するとともに、当該申請者から支給申請が既になされているかどうかを確認する。
  - ② 申請者が支給申請手続をしていないことが分かった場合は、自己負担額証明書を申請者に再交付し、送付するとともに、当該証明書の修正があったことを伝え、当該修正後の証明書を基準日の医療保険者への申請の際、提出するよう連絡すること。
  - ③ 申請者が支給申請手続を既にしていない場合は、基準日の医療保険者に修正した自己負担額証明書を送付し再度計算を依頼すること。また同時に、申請者に対し自己負担額証明書を送付し、修正があった旨及びその理由を申し添えること。
- 3 既に高額医療合算介護（予防）サービス費を支給している場合は、自己負担額が変更になった場合、当該介護保険者の高額医療合算介護（予防）サービス費の額が変更になるだけでなく、その他の介護保険者や医療保険者の高額医療合算介護（予防）サービス費及び高額介護合算療養費の額も変更となる。よって基本的には2であげた①及び③の手続きをとることが考えられるが、特に申請者に対し、修正の理由等を連絡し、さらに高額医療合算介護（予防）サービス費の加減が生じることを十分に伝えることが必要である。その後、医療保険者等が再計算を行い、各保険者ごとに申請者に対し、高額医療合算介護（予防）サービス費等の支給又はその返還を求めていくこととなる。

## 12. 特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担段階の再判定

特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担段階の変更が見込まれる場合には、新たな利用者負担段階となるよう必要な判定手続を行う。

## 13. 特定入所者介護（予防）サービス費の追加給付又は返還請求

利用者負担段階が変更となる期間において支給決定した特定入所者介護（予防）サービス費がある場合においては、遡及変更前と遡及変更後の特定入所者介護（予防）サービス費の差額を算出する。

所得更正等の結果、利用者負担段階が3段階から2段階となるような場合においては、介護保険法施行規則第83条の8を適用する場合（保険者が所得段階の更正について、同条中の「やむを得ないもの」と認めるのであれば）、過去に遡って差額を支給することは可能である。

## ② 高額介護サービス費の見直し【平成 27 年 8 月施行】

(収入申請書様式)

- 介護保険基準収入額適用申請書の様式について、昨年 11 月 10 日の全国介護保険担当課長会議にてお示しした案から、申請対象者（要介護（要支援）認定者又は要介護（要支援）申請者）が世帯内に複数いる場合に対応するため、申請に係る被保険者名を複数人分併記可能な様式に改良したので、別紙 1 のとおり改めて様式をお示しする。

## （２）特定入所者介護（予防）サービス費（補足給付）の見直し

### ① 預貯金等の勘案【平成 27 年 8 月施行】

(金融機関に対する照会について)

- 預貯金等の勘案に当たっては、介護保険法第 203 条の規定に基づき、必要に応じて金融機関へ資産の照会を行うことを想定しているが、より効果的かつ効率的に実施できるよう、銀行等が指定する本店・本部・センター等（以下「本店等」という。）に対し、調査対象者の口座の有無及びその口座の残高の照会を行う一括照会（以下「本店等一括照会」という。）の実施を可能とする。
- 本店等一括照会の調査対象は、本年 8 月以降の補足給付の支給に関するものに限り、本店等一括照会の対象である金融機関において本年 7 月 1 日から照会の受付を開始する予定である。
- 本店等一括照会の具体的な実施方法等にあたっては、改めて通知等でお示しするが、現時点の通知案等は参考資料 1 のとおり。通知等は年度末を目途に介護保険法施行規則の改正が行われ次第、速やかに発出する予定である。

### ② 不正受給に係る加算金の適用基準

(告示案)

- 今般の制度改正により、補足給付を申請する際に、被保険者本人の自己申告により預貯金等の額を把握することとしている。その際、適正な資産の申告を担保する必要があることから、医療介護総合確保推進法により改正された介護保険法第 22 条第 1 項に基づき、不正に補足給付を受給した場合には、不正に受給した額に加え「厚生労働大臣の定める基準」により不正に受給した額の 2 倍以下の金額（加算金）を徴収できる旨の規定が設けられた。

- これを踏まえ、今般、厚生労働大臣の定める基準として以下の告示を制定する予定である。(平成27年4月上旬公布予定、平成27年8月1日施行)

＜告示のイメージ(現時点の案)＞

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十二條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 所有する預貯金等に関する虚偽の申請その他不正の行為を行った場合  
当該行為によって支給を受けた額の百分の百に相当する額以下の市町村長が定める額
- 二 前号に掲げる場合のうち、特に悪質であると市町村が認める場合  
当該行為によって支給を受けた額の百分の二百に相当する額以下の市町村長が定める額

(基本的な考え方)

- 不正の行為を行った場合は、不正に受給した額の1倍以下の加算金を課すことを基本とする(計2倍返し)。必ず1倍ということではなく、行為の態様によって、保険者の判断で1倍以下の倍率を事案に応じて定めることが可能である。ここでいう「不正の行為」とは、例えば自治体の調査・質問に故意に事実を黙秘又は秘匿する行為などを指す。
- 当該不正の行為が特に悪質であると認める場合は、不正に受給した額の2倍以下の加算金を課すこととする(計3倍返し)。行為の態様によって、保険者の判断で1倍以上2倍以下の倍率を事案に応じて定めることが可能である。ここでいう「特に悪質である場合」とは、例えば不正の行為を繰り返し行った場合や不正の行為を世帯員又はサービス事業者等と共謀して行った場合などが考えられる。
- 加算金を課す対象となるのは、不正の行為を行って本来ならば受けることができない補足給付の支給を受けた場合であり、例えば単身の方が故意に所有する預貯金額を900万円と申請したものの、正しくは980万円であり結果として1,000万円に満たない場合など、偽りの内容が補足給付の支給の判定結果に何ら影響を及ぼし得ないものである場合は含まれない。
- 個別具体的な事例への当てはめについては、告示の基準に沿って、保険者が個別具体的な事例に即して加算金の適用の有無や加算金の倍率を判断する。なお、同一保険者内で運用の統一を図るために独自に詳細な基準を策定することについては、告示の基準に従ったものであれば差し支えない。

### (会計上の歳入区分)

- 徴収した不正に受給した額については、現行の第 22 条第 1 項に基づき徴収した返納金と同じ款項目節区分に、加算金については、第 22 条第 3 項に基づき徴収した加算金と同じ款項目節区分に計上することとする。

### (処分方法)

- 現行の第 22 条第 1 項及び第 3 項（サービス事業者等が不正に保険給付等を受けた場合）と同様に、国税徴収法の滞納処分の例によるものとする。

## (3) 第 1 号保険料の多段階化・軽減強化

### ① 公費による保険料軽減の強化【平成 27 年 4 月施行】

#### (2 段階実施について)

- 消費税率 10%への引上げによる財源を前提としていたところ、引き上げが延期されたことから、施策の優先順位付けを行う必要があった中で、介護保険料の軽減強化については、
  - ・平成 27 年 4 月からは、特に所得が低い方を対象に一部実施し、
  - ・完全実施は消費税率 10%への引上げ時（平成 29 年 4 月）を予定している。

段 階	対 象 者	保険料基準額に対する割合	
		平成 27 年 4 月～	平成 29 年 4 月～
新第 1 段階 (旧第 1・第 2 段階)	・生活保護被保護者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が 80 万円以下の者 ・境界層該当者	0.5 ⇒ 0.45	0.45 ⇒ 0.3
新第 2 段階 (旧特例第 3 段階)	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が 80 万円超 120 万円以下の者 ・境界層該当者	—	0.75 ⇒ 0.5
新第 3 段階 (旧第 3 段階)	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が 120 万円超の者 ・境界層該当者	—	0.75 ⇒ 0.7



(軽減幅設定に係る留意事項)

- 今回制度化した軽減強化の仕組みにおける軽減幅は、政令で定める軽減幅の範囲内で、各市町村の条例により決定する仕組みであるが、公費による保険料軽減強化は、消費税増税で確保される財源を用いて社会保障の充実として低所得者対策を実施するものであるため、その趣旨を踏まえた対応をお願いしたい。
- また、完全実施を先取りして政令の基準を超えた軽減を行うために、市町村が独自に一般財源をあらかじめ投入して軽減幅を拡大することは、制度として想定していない。定められた軽減幅を超える税財源の投入により保険料負担分を圧縮することは、共通のルールの下で保険料を分担することにより公平性を確保している制度の根幹を歪めることとなるため不適切であると考えており、各保険者において適切に対応いただきたい。
- なお、保険料の設定にあたっての留意事項は、前回の全国介護保険担当課長会議資料についてのQ&Aとしてお示ししているところであり、遺漏なきようご対応いただきたい。

(国庫負担の支払い)

- 前回の会議資料において、国庫負担の支払いにおける具体的な事務の流れを示したが、以下の事項について変更する(変更箇所は以下の下線部分)。

<精算にあたっての最終所要額の計算方法>

- 当該年度の賦課期日(4月1日)時点の所得段階別被保険者数を保険料軽減負担金の所要額算定の基礎とする。
- その際、当該年度末(3月31日)までの所得更正等による所得段階区分の異動を反映した賦課期日(4月1日)現在の所得段階別被保険者数に基づいて最終的な所要額を算定することとする。(調整交付金の算定における被保険者数の捉え方と同じ考え方のもと、異動の反映は3月31日まで延長。当該年度の賦課期日(4月1日)以後の被保険者資格の取得・喪失(年度途中の転出入等)による軽減対象者の増減については反映しない。)
- 保険料は賦課期日現在の世帯構成や課税状況等により算定されるものであるため、その軽減所要額の算定にあたっては、被保険者数は賦課期日時点で捉えるべきであること、所得更正等による保険料賦課額の変更は、賦課期日に遡って適用されるもので

あるため、賦課期日以後の所得更正等による所得段階区分の異動については、軽減所要額の計算にも反映すべきであることから、変更交付で捉えきれない当該年度の1月1日から3月31日までに生じた所得更正等による所得段階区分の異動については翌年度精算に反映することとした。

- 精算にあたって、実績報告を行う時期は、毎年秋頃とする。
- なお、当該年度の賦課期日（4月1日）に被保険者資格を有する者が5月以降に生活保護を開始した場合は、4月1日現在の所得段階にて取り扱うこととする（4月中に生活保護を開始した場合は、賦課期日（4月1日）における所得段階は第1段階として取り扱う。）。

<保険者から集計するデータ>

- 軽減所要額の計算方法を「基準額×各段階の軽減乗率×各段階の被保険者数」としていたが、これを変更し、「各段階の軽減額（軽減前の保険料額(年額)－軽減後の保険料額(年額)）×各段階の被保険者数」とする。
- このため、現在、調整交付金の算定のため、毎年1月に行っている所得段階別被保険者数の調査の際、公費による保険料軽減強化の対象となる各所得段階の「軽減前の保険料額（年額）」と「軽減後の保険料額（年額）」についても集計することとする。  
なお、これらは各保険者において条例で定めた額とする。

#### (4) 医療介護総合確保推進法の整備政省令

(政省令案)

- 現時点の一定以上所得者の利用者負担の見直し、高額介護サービス費の見直し、特定入所者介護（予防）サービス費の見直し、第1号保険料の軽減強化に関する政令案及び省令案については、参考資料3のとおり。

#### (5) 費用負担の見直しに伴う市町村の各種経費に係る地方財政措置について

- 今般の制度改正における費用負担の見直しに係る各種経費については、普通交付税の算定に反映されているので、ご留意願いたい。

## (6) 介護保険制度改正に関する広報について

- 保険者の窓口等においては、被保険者やその家族等に対して介護サービスの利用に係る制度の説明・周知に努めていただいているところであるが、本年4月及び8月から利用者負担に関する改正が順次実施されることを踏まえ、改めて利用者負担の軽減制度等も含めた改正後の制度の内容について、事業者や住民の方々への十分な説明の徹底に努めていただきたい。

(事業者向けポスターの配布)

- 一定以上所得者の利用者負担の見直し、高額介護サービス費の見直し、特定入所者介護（予防）サービス費の見直し及び特養多床室の居住費の見直しについては、介護保険サービス事業所や介護保険施設等の窓口で掲示するためのポスターを作成し、保険者及び都道府県に配布する予定である。詳細は追ってお示しする。

(HPの公表)

- 上記ポスターの他、厚生労働省HPに今回の介護保険制度改正の関連資料を順次掲載していく予定としているので、広報に当たって適宜活用されたい。

## (7) 住所地特例の見直し

(住所地特例の対象となる有料老人ホームの一覧のHP公表)

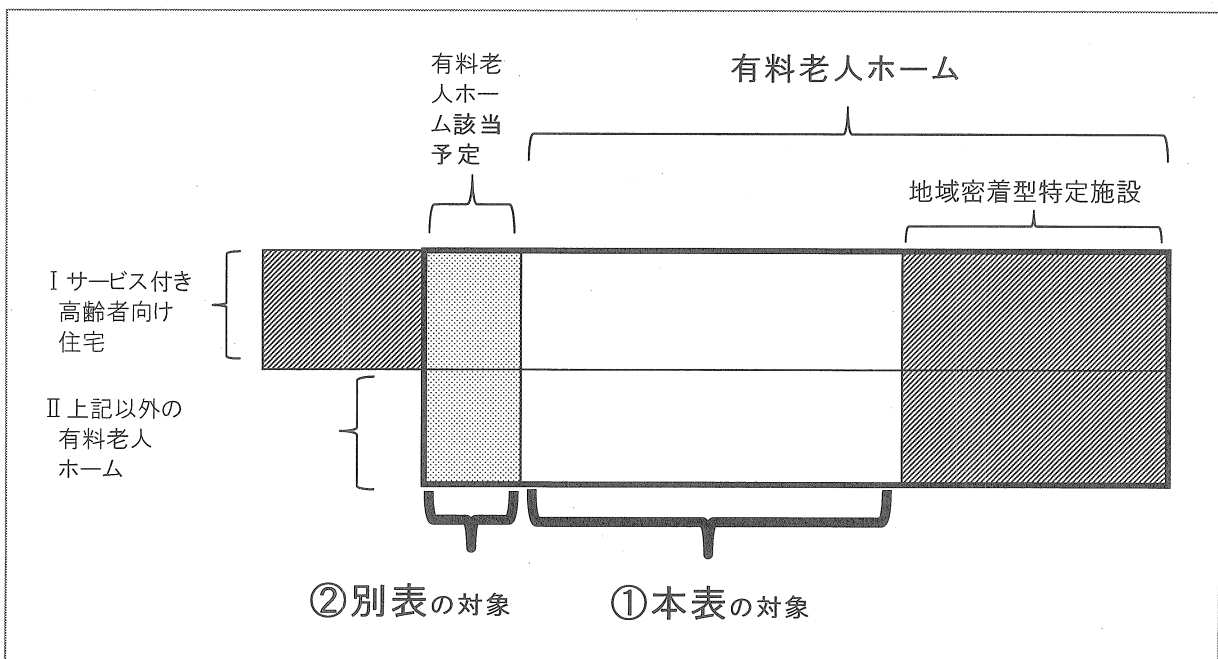
- 都道府県、指定都市、中核市に対して、既に厚生労働省老健局介護保険計画課長・高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知により、住所地特例の対象となる有料老人ホームの一覧を作成の上、都道府県等のホームページにおいて作成していただくよう依頼させていただいた。
- 厚生労働省のホームページにおいて、都道府県等別のホームページのURLを一覧表にして掲載する予定であるため、当該厚生労働省ホームページのURLについては、別途お知らせする。
- 保険者におかれては、当該一覧表について、被保険者資格の管理にあたってご活用いただきたい。なお、都道府県等によっては、所在地の所番地が公表されないサービス付き高齢者向け住宅がある場合が想定されるが、その所番地について確認が必要となった場合には、一覧掲載元の都道府県等または施設に個別にお問い合わせいただきたい。

(一覧表の具体的内容)

- 詳細は上記通知の記載のとおりであるが概要は次のとおり。

(公表対象施設)

<対象施設>



- ① 現在、住所地特例の対象となっている有料老人ホーム（本表）  
公表時点において事業が開始されており、「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれかを行っている施設
  - ② 住所地特例の対象となる予定の有料老人ホーム（別表）  
有料老人ホームの届出はしたが、事業が開始されていない施設 等
- 公表対象は本来、住所地特例対象の有料老人ホーム（①）であるが、住所地特例適用開始日と一覧の更新日にはタイムラグが発生してしまうため、住所地特例対象となる予定の施設（②）についても事業開始日より前から公表する必要があることから、現に住所地特例施設である一覧とは分けて別表として公表する。
  - 有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅と地域密着型特定施設（図の斜線部分）については、住所地特例対象施設には該当しないため、一覧に含めないこととしているので留意が必要。

<サービス付き高齢者向け住宅における有料老人ホーム一覧に掲載するかどうかの判定について>

- サービス付き高齢者向け住宅の登録事項として、「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」に係るサービスの提供の有無が明記されていることから、この内容をもって、いずれかを行うと登録している場合は一覧の掲載の対象とし、いずれも行わないと登録されている場合は一覧の掲載の対象としないことと判断して差し支えない。
- また、事業開始後に、登録情報と異なっていたことが判明した場合には、その時点で一覧表を変更する。（その際の公表方法は、新規又は廃止の場合と同様とする。）

<未届有料老人ホームについて>

- 住所地特例対象施設を公表するという趣旨から、届出の有無にかかわらず、有料老人ホームに該当することが明確であるものは公表の対象とする。

<地域密着型特定施設について>

- 有料老人ホームであっても、介護専用型特定施設のうち、その入居定員が 29 人以下であるものについては、介護保険法に基づく地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているかどうかに関わらず、地域密着型特定施設に該当し（介護保険法第

8 条第 11 項及び第 20 項並びに介護保険法施行規則第 17 条の 6)、住所地特例の対象とならない(同法第 13 条第 2 号)。

- このため、サービス付き高齢者向け住宅について地域密着型特定施設に該当するかどうかの判定する方法を以下のとおりとする。

【介護専用型特定施設かどうか】

- 地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているなど、入居時要件を要介護者とその配偶者等に限定していると明確に把握しているもののみ、介護専用型特定施設として判定することとする。

【定員 29 人以下かどうか】

- 戸数を入居定員とみなすこととし、29 戸以下であれば入居定員 29 人以下として判定することとする。
- 原則は上記の取扱いとするが、都道府県や所在地保険者がサービス付き高齢者向け住宅の登録事業者に対して調査等を行うことにより、サービス付き高齢者向け住宅の入居想定人数を把握した場合には、その人数を定員とみなして、地域密着型特定施設に該当するかどうか判定を行うことも可能とする。
- なお、当該判定により、戸数を定員とみなして地域密着型特定施設と判定していたサービス付き高齢者向け住宅が地域密着型特定施設に該当しないこととなった場合、定員とみなす入居想定人数の判明後に住所地特例の適用を開始することとする。

(公表対象項目)

<対象項目>

- 以下の①～⑨に掲げる項目について公表を必須とする。都道府県等において必要とする項目を追加することは妨げない。
- 未定の項目がある場合には、その項目に「未定」と記入する。
  - ①有料老人ホームの名称
  - ②所在地(変更があった場合は直近の所在地と変更年月日)(※)
  - ③設置法人名
  - ④電話番号
  - ⑤定員または戸数

- ⑥事業開始（予定）日
- ⑦住所地特例適用開始（予定）日
- ⑧事業所番号（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合）
- ⑨登録番号（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合）
- 上記の施設ごとの情報に加え、HP 全体について、以下についても公表する。
  - ・ 一覧表の更新頻度
  - ・ 一覧表の更新時点
    - ※ 前回更新時の情報から変更がない場合についても、都道府県等で決めた更新頻度に基づき、その更新日には「一覧表の更新時点」の記載を更新する。
  - ・ 一覧を更新した際には、更新した情報が分かるように表記する。
  - ・ 一覧に係る問い合わせ先

<サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムにおいて、非公表としている所番地の公表の取扱いについて>

- サービス付き高齢者向け住宅の所在地のうち所番地（丁目以下）については、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムにおいて、登録事業者の希望により非公表とすることができることとなっているが、登録簿の閲覧の一環として、一覧表において公表することも考えられる。
  - ※ 都道府県等は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 10 条に基づき、事業者が公示していない内容も含んだ登録簿を閲覧に供していることから、都道府県等の判断により、閲覧業務の一環として一覧表に所番地情報を付加することは、運用として妨げられるものではない。
  - ※ 転出入にあたっての届の住所欄に住宅名称を記載しない被保険者も存在することから、住所地特例が適用されるかどうかの判定には、住宅の所番地情報も必要である。
- 都道府県等の判断により、一覧表において当該所番地を公表しないこととしている場合は、保険者におかれては、その所番地について確認が必要となった場合には、一覧掲載元の都道府県等または住所地特例対象施設に個別にお問い合わせいただきたい。

<更新頻度>

- 少なくとも毎月 1 回、各月 1 日現在の情報を、原則 15 日（当該日が土日祝日の場合は翌開庁日）までに公表する。

- 都道府県等においてHP更新時期の制約等の理由により原則どおり更新できない場合は、15日に最も近い都道府県等の更新可能日に公表する。

(事業所の届出・登録内容の変更、事業の廃止時の公表上の取扱い)

<変更>

- 事業所の所在地の変更がある場合は、直近の所在地と変更年月日を一覧に記載する。
- サービス付き高齢者向け住宅の場合は、サービス提供内容について、今まで行っていなかった「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれかを新たに行う変更をすることにより、有料老人ホームに該当することとなる場合は、新たに住所地特例の対象となることから新規として扱い、一覧に追加する。逆に「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれも行わないこととする変更をする場合は有料老人ホームに該当しないこととなることから、廃止として扱う。

<廃止、廃業・登録抹消等>

- 廃止等の届出は、廃止等の日の1月前までに届け出ることとなっていることから、その旨の届出後の一覧更新時は、「廃止予定」等の旨と廃止等年月日を公表する。
- 廃止等年月日を経過した後の一覧更新時には、「廃止」した旨と廃止年月日を公表する。
- その次の一覧更新時に削除する。

<休止>

- 休止の届出は、休止の日の1月前までに届け出ることとなっていることから、その旨の届出後の一覧更新時には、「休止予定」の旨と休止年月日を公表する。
- 休止年月日を経過した後の一覧更新時には、当該施設情報を本表（住所地特例対象施設の表）から別表（住所地特例対象予定の施設の表）に移動させ、「休止」した旨と休止年月日及び再開年月日を公表する。
- 再開した直後の一覧更新時に、もとの本表に戻して、「再開」した旨と休止年月日と再開年月日を公表する。

<設置届・登録があったが開業されなかった場合>

- 次の一覧更新時には、「取り下げ」がされた旨を公表する。



- その次の一覧更新時に別表から削除する。

※公表イメージ

【〇〇県】有料老人ホーム一覧（住所地特例対象施設に限る）											公表イメージ（参考）	
平成27年6月1日現在 ※毎月1日現在の情報を当月15日に公表												
①住所地特例対象											注：今回更新した情報については、色をつけています。	
更新情報	名称	所在地	所在地変更・事業廃止等年月日	(事由)	住所地特例適用開始日	事業開始日	登録番号 (サービス付き高齢者向け住宅)	事業所番号 (特定施設入居者生活介護)	定員	戸数 (サービス付き高齢者向け住宅)	法人名・お問い合わせ先	
1	サービス付き高齢者向け住宅 〇〇〇	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号			H27.4.1	H24.11.1	11004	-		59	〇〇〇〇株式会社	〇〇〇-〇〇-△ △
2	〇〇〇〇ケア	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号			H24.11.1	H24.11.1	-	-	30	-	医療法人社団〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇-△ △
3	〇〇〇〇〇〇	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号			H26.5.1	H26.5.1	-	111111111111	35	-	株式会社〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇-△ △
4	変更 サービス付き高齢者向け住宅 〇〇〇	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	H27.6.1	所在地変更	H27.4.1	H26.4.1	1111	-		48	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇-△ △
5	サービス付き高齢者向け住宅 〇〇〇	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	H26.12.1	所在地変更	H26.4.1	H26.4.1	2222	111112222	〇〇	48	医療法人社団〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇-△ △
6	廃止 〇〇〇〇〇〇〇	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	H27.5.15	廃止	H26.4.1	H26.4.1	-	1231231231	45	-	株式会社〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇-△ △
7	新規 サービス付き高齢者向け住宅 〇〇〇	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号			H27.6.1	H27.6.1	3333	-		48	〇〇〇〇株式会社	〇〇〇-〇〇-△ △
②住所地特例対象予定												
更新情報	名称	所在地	-		住所地特例適用開始予定日	事業開始予定日	登録番号 (サービス付き高齢者向け住宅)	事業所番号 (特定施設入居者生活介護)	定員	戸数 (サービス付き高齢者向け住宅)	法人名・お問い合わせ先	
1	新規 (仮称)サービス付き高齢者向け住宅 〇〇〇	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	-		H29.12.3	H29.12.1	4444	-		48	〇〇〇〇株式会社	03-〇〇-△△
2	〇〇〇〇〇〇	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	-		H27.11.1	H27.11.1	-	-	30	-	医療法人社団〇〇〇〇	03-〇〇-△△
3	登録取り下げ サービス付き高齢者向け住宅 〇〇〇	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	-		H30.4.1	H30.4.1	6666	-		40	株式会社〇〇〇〇	03-〇〇-△△

(サービス付き高齢者向け住宅に係る変更登録前の事前連絡について)

- 「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれかを開始することに変更する場合は住所地特例施設に該当することとなり、いずれも実施しないことに変更する場合には、住所地特例施設に該当しないこととなる。
- また、介護専用型特定施設において、戸数を30戸未満から30戸以上に変更する場合又は30戸以上から30戸未満に変更する場合についても同様である。
- しかしながら、このような場合には、変更後30日以内にその旨を届け出ることとなっているため、変更の事実が生じてから都道府県等がその事実を把握するまでにタイムラグが発生してしまうこととなる。
- このため、サービス付き高齢者向け住宅を運営する事業者においては、これらの変更を行う場合には、その変更日前にあらかじめ、その旨を住宅の登録を行っている担当部局に連絡していただくこととし、その連絡があった場合については、一覧表の掲載においては変更登録があった場合と同様に取り扱うこととする。
- その際、都道府県等において、様式等を作成して、当該様式により連絡してもらう取扱いとしても差し支えない。

(スケジュール等)

- 施行日が平成 27 年 4 月 1 日であるため、平成 27 年 3 月 1 日時点で把握している有料老人ホームについて、同月 20 日までにホームページに公表していただくようお願いする。

## (8) 特別徴収の見直し

(住所地特例対象者であって介護保険料等の徴収方法が特別徴収から普通徴収へ変更となった者への対応について)

- 「住所地特例対象者であって介護保険料等の徴収方法が特別徴収から普通徴収へ変更となった者への対応について(依頼)」(平成 27 年 1 月 22 日付厚生労働省老健局介護保険計画課長、保険局国民健康保険課長、保険局高齢者医療課長、年金局事業管理課長連名通知)及び「住所地特例対象者であって介護保険料等の徴収方法が特別徴収から普通徴収へ変更となった者等への対応について(平成 27 年 10 月開始分の追加対応及び平成 28 年 10 月開始分)(依頼)」(厚生労働省老健局介護保険計画課長、保険局国民健康保険課長、保険局高齢者医療課長、年金局事業管理課長連名通知)にて依頼しているとおり、特別徴収となるべき要件を満たしているにもかかわらず普通徴収となっている者がいることから、保険者において対象者を抽出し日本年金機構へ報告した場合には、特別徴収の方法により保険料を徴収することができるよう新たに日本年金機構において処理を行うこととしている。

### 【具体的な対象者】

- ①介護保険法第 141 条第 1 項の規定に基づき、日本年金機構に対し住所地特例該当者の通知を行ったにもかかわらず、事務処理が期日に間に合わなかった等の理由により特別徴収が継続されず、普通徴収の方法により保険料を徴収している者
- ②普通徴収の方法により保険料を徴収していた者が、住所地特例該当者となり、後に特別徴収の要件を満たすこととなった者

※ 対象者の抽出にあたっては、市町村にて普通徴収となった理由が確認できない者(年金の支給停止等、年金保険者側の理由によるものなど)についても抽出して差し支えない。ただし、災害等の特別の事情があること等により市町村が個別に普通徴収としている者については、対象者として抽出を行わないこと。年金

を担保設定している者や年金額が18万円未満の者については、対象者として抽出したとしても、日本年金機構における処理過程で特別徴収対象者から除外されることとなる。

※ 対象者の抽出については、市町村における過去の記録等に基づき、可能な範囲でご対応いただきたい（今回の対象者の抽出は平成27年3月20日までに送付する住所地特例該当者通知以前に住所地特例となっている者について行う。）。

#### 【報告の方法及び特別徴収開始時期】

① 毎年3月20日頃までに市町村から経由機関を通して日本年金機構へ送付している住所地特例該当者の通知に、今回抽出した対象者を含めて報告することができる場合（現在のシステムにおいて通常の住所地特例該当者とは別に抽出した対象者を追加することができ、かつ抽出した対象者に基礎年金番号が不明なものがない場合に限る。）は、そのようにして平成27年3月20日までに対象者を日本年金機構へ報告する。この場合、平成27年10月から特別徴収を実施することが可能となる。

（平成27年3月20日までに当該方法による対象者の報告が間に合わない場合は、平成28年3月20日までに住所地特例該当者の通知に抽出した対象者を含めて報告を行う。この場合、平成28年10月からの特別徴収を実施することが可能となる。）

② 上記①の方法により報告することができない場合は、「住所地特例対象者であって介護保険料等の徴収方法が特別徴収から普通徴収へ変更となった者等への対応について（平成27年10月開始分の追加対応及び平成28年10月開始分）（依頼）」（厚生労働省老健局介護保険計画課長、保険局国民健康保険課長、保険局高齢者医療課長、年金局事業管理課長連名通知）とともに配布しているエクセルフォーマットにより、基礎年金番号を把握している者と把握していない者とに分けて「住所地特例対象者一覧表」を作成のうえ、以下の期間に日本年金機構へ直接提出することとする。この場合、平成28年10月から特別徴収を実施することが可能となる。

（i）市町村にて基礎年金番号及び年金コードを把握している者

（ファイル名：「99999 市区町村名 住所地特例対象者一覧表A」）

平成27年10月1日～平成27年12月31日

(ii) 市町村にて基礎年金番号を把握していない者

(ファイル名：「99999 市区町村名 住所地特例対象者一覧表B」)

平成 27 年 2 月〇日 (通知発出日) ~平成 27 年 6 月 30 日

※99999 は市区町村コード

※日本年金機構における処理の混乱を避けるため、必ずそれぞれの「住所地特例対象者一覧表」をそれぞれの期間内に日本年金機構へ送付すること。

【「住所地特例対象者一覧表」の作成に係る照会及び提出先】

日本年金機構 本部給付企画部業務管理室 給付業務グループ

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

メールアドレス kikou-kyuufugyoumu@nenkin.go.jp

電話 03-5344-1130

【その他】

- ① 今回の処理により、徴収方法が特別徴収へ変更される者に対しては、特別徴収の額の通知を行う際などに十分な説明を行うこと。
- ② ただし、平成 27 年 4 月以降に介護保険法第 141 条第 1 項にかかる住所地特例対象者の通知を行う者についても、日本年金機構のシステム処理の都合上、平成 27 年度の特別徴収が継続されないケースが発生することがあるが、このようなについては、今回と同様の処理によることなく、翌年度からは特別徴収の対象者として日本年金機構から市町村に介護保険法第 134 条に基づく通知を行うことができるよう運用の改善を行うこととしている。
- ③ 普通徴収となっている者が住所地特例該当者となった場合には、今後も日本年金機構においてその情報を把握することができないため、今回の対象者の抽出及び報告を行った後に普通徴収であった者が住所地特例該当者となった場合については、引き続き普通徴収が行われることとなる。この場合、別途特別徴収への変更するための事務処理が必要となるが、この事務処理の方法については、今後別途検討する予定である。

(特別徴収の対象となる年金の優先順位)

- 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 41 条にて、特別徴収の対象となる年金の優先順位が定められているが、今回、地方分権改革に関する提案募集の中で、複数の年金を受給している場合、上位の年金が年額 18 万円未満であれば、下位の年金が年額 18 万円以上あったとしても特別徴収されない取扱となっていることについて見直しの求めがあったため、平成 30 年度の第 7 期介護保険事業計画の実施時期に向けて、実現可能性も含めて検討を行うこととしている。

「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定抜粋）

- 介護保険料の特別徴収に関し、対象年金の優先順位が決められているが、優先順位が下位の年金からも徴収することについて、各年金保険者のシステム改修方法の研究や関係者の意見等を踏まえながら実現可能性も含めて検討し、平成 30 年度からの第 7 期介護保険事業計画の実施時期に向けて一定の結論を得る。

## **(9) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業について**

(事業実施の推進)

- 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業（以下「社福軽減事業」という。）は、社会福祉事業の実施を任務とし、税制優遇措置等を受けている社会福祉法人が低所得者の負担軽減を行うことは、法人本来の使命という考えの下、低所得者の介護保険サービスの利用促進の観点から制度化しているものである。
- 本事業の趣旨を踏まえると、全ての地域において本事業が利用できるような体制を整備することが重要であり、各都道府県におかれては、引き続き、管内で未実施の市町村及び社会福祉法人に対し、事業実施への一層の働きかけをお願いする。また、個々の施設における本事業の実施状況は介護サービス情報公表システムにより確認できることとなっているので、利用者の利便性の向上の観点から、公表制度を通じた周知も図られたい。

- なお、平成 26 年 11 月 17 日付けで全市町村にご協力いただいた「平成 26 年度介護保険事務調査」における「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護サービスに係る利用者負担軽減制度」の実施状況に係る調査の結果は別紙のとおりである。

(内部留保の再投下に係る対応)

- 現行の社福軽減事業は、要件に該当することを市町村が個別に認定した低所得者について、社会福祉法人が利用者負担を軽減した場合に、軽減額の一定割合を公費で助成する仕組みである。
- 先般、社会福祉法人制度の見直しを行っている社会保障審議会福祉部会で示された報告書案において、社会福祉法人については、高い公益性と非営利性にふさわしい財務規律を確立することが求められ、いわゆる内部留保については、その実態を明らかにし、現在の事業継続に必要な財産を保有している場合には、社会福祉法人の趣旨・目的に従い、これを計画的に福祉サービス（社会福祉事業又は公益事業により供給されるサービス）に再投下し、地域に還元することが求められるとされている。

具体的には、「再投下財産額」がある社会福祉法人に対し、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画（「再投下計画」という。）の作成を義務付けることが必要とされ、社会福祉法人による利用者負担の軽減など社会福祉事業に関する地域における公益的な取組の実施等を最優先に検討するものとされている。（次ページ枠内参照）

- 平成 27 年度は、こうした状況を踏まえ、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については補助金を申請することなく事業を実施することができるものとする。

なお、事業の実施方法の詳細については、追ってお知らせする。

(参考) 社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～ (案) (抜粋)

## (2) 内部留保の明確化

- いわゆる内部留保の実態を明らかにするに当たっては、社会福祉法人が保有する、全ての財産（貸借対照表上の純資産から基本金及び国庫補助等積立金を除いたもの）を対象に、当該財産額から事業継続に必要な最低限の財産の額（控除対象財産額）を控除した財産額（負債との重複分については調整）を導き、これを福祉サービスに再投下可能な財産額として位置付けることが適当である。
- 控除対象財産額は、①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等（土地、建物、設備等）、②現在の事業の再生産に必要な財産（建替、大規模修繕に必要な自己資金）、③必要な運転資金（事業未収金、緊急の支払いや当面の出入金のタイムラグへの対応）を基本に算定することが考えられる。これらは、内部留保を的確に明確化するに当たっての要となる部分であるので、その詳細な内容については、制度実施までの間に、専門的な見地から検討の上、整理する必要がある。
- 控除対象財産額の算定については、社会福祉法人が国のガイドラインに従い、使途を明記した財産目録及び「控除対象財産計算書」を作成し、所轄庁に毎年度提出することが必要である。

## (3) 福祉サービスへの計画的な再投下

- 控除対象財産額を算定し、いわゆる内部留保から控除した結果、再投下可能な財産額（「再投下財産額」という。）がある社会福祉法人については、地域における公益的な取組を含む福祉サービスに計画的に再投下財産を投下することを求める仕組みの導入が必要である。
- 具体的には、「再投下財産額」がある社会福祉法人に対し、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画（「再投下計画」という。）の作成を義務付けることが必要である。
- 「再投下計画」には、社会福祉法人が実施する社会福祉事業又は公益事業により供給される福祉サービスへの再投下の内容や事業計画額が計上されるが、計画を検討するに当たっての優先順位については、以下のとおり考えるべきである。
  - ① 社会福祉法人は、社会福祉事業の実施を主たる目的とする法人であることから、社会福祉事業への投資（施設の新設・増設、新たなサービスの展開、人材への投資等。社会福祉法人による利用者負担の軽減など社会福祉事業に関する地域における公益的な取組を含む。）を最優先に検討する。なお、実質的に社会福祉事業と同じ機能を担う、いわゆる小規模事業についても併せて検討する。
  - ② 更に再投下財産がある場合には、社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手であるとともに、既存制度では対応できない地域ニーズにきめ細かく対応することを本旨とする法人であること、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）は、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から、生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施を義務付けるとしていることから、社会福祉事業と

して制度化されていない福祉サービス（社会福祉法第 26 条の公益事業により供給されるサービス）を地域のニーズを踏まえて無料又は低額な料金により供給する事業（「地域公益事業」という。）への投資を検討する。

- ③ 更に再投下財産がある場合には、その他の公益事業への投資を検討する。

（要綱の見直しについて）

- 社福軽減事業の要件は、市町村民税世帯非課税であって、
- ①年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が一人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。
  - ②預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が一人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。
  - ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
  - ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
  - ⑤介護保険料を滞納していないこと。

とされている。

- 一方、補足給付の要件は、市町村民税世帯非課税であることとされており、平成 27 年度の制度改正により、本年 8 月から補足給付の支給要件に配偶者の所得等を勘案することとしている。

【制度改正により追加される補足給付の要件】

- ①世帯分離された配偶者も市町村民税非課税であること
  - ②預貯金等が夫婦で 2000 万円（単身で 1000 万円）以下であること
- 社福軽減事業の要件の一つである「④負担能力のある親族等に扶養されていないこと」と、今回の改正により新たに加わった補足給付の上記要件①・②とは、基本的に同義であり、齟齬はないものと考えているが、市町村の要綱で定める社福軽減事業の要件によっては、今回の制度改正により補足給付対象外となる者であるにもかかわらず、社福軽減事業の対象になる場合もあり得ると考えられる。現行の社福軽減事業については、補足給付受給者（市町村民税非課税世帯）であることを所与の前提とし、そのうち更に生活に困窮する者に配慮して、補足給付支給後の食費・居住費を更に軽減する構造になっているが、今回、配偶者に市町村民税が課税されている場合又は一定の預貯金等を保有している場合は食費・居住費の負担能力があるものと捉えて補足給付の対象外とする見直しの趣旨に鑑み、今回の制度改正による補足給付対象外となる施設入所者等（※以下のサービスを受給している者）に係る食費・居住費（滞在費）は、社福軽減事業の対象としないことを要綱上明記することとする。



※ 介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、  
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

○ なお、上記※のサービス以外で現在社福軽減事業の対象となっている通所介護、小規模多機能型居宅介護などのサービスの利用者にかかる食費・居住費の負担軽減については、補足給付の見直しとは関係がないことから、現行どおりの要件とする。

○ なお、各サービスの利用者負担額（一割負担）については、補足給付の対象ではないことから、上記※のサービス利用者を含め、特段上記のような社福軽減事業の要件の追記は行わないこととする。

（このため、施設入所者で、食費・居住費（滞在費）は社福軽減事業対象外、一割負担分は社福軽減事業対象となる方はあり得る。）

○ この他、本年4月から新たに（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の短期利用が創設されることとなったが、従前から（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護は社福軽減事業の対象であるため、新たに創設される短期利用についても社福軽減事業の対象に含むこととする。

（生活扶助基準の見直しに係る対応について）

○ 現在、社福軽減事業については、生活扶助基準の改定によって、当該基準改定時に介護サービスを利用している者が生活保護受給者でなくなった場合についても、継続して軽減できる対応を事業実施要綱に定めて行っているところである。

○ 生活扶助基準の改定は3年程度かけて段階的に実施され、本年4月には3年目の改定が実施されることとなっているので、その際、これまでの対応と同様に、生活保護受給者でなくなった場合についても継続して軽減できる対応を行う予定である。

（改正後実施要綱の各項目の主な施行期日について）

○ 上記の社福軽減事業の各項目の改正事項の適用は次のとおり。

期日	改正事項
平成27年4月1日	○内部留保の再投下に係る対応 ○地域支援事業の充実、予防給付の見直しに係る対応 ○生活扶助基準の見直しに係る対応
平成27年8月1日	○補足給付の見直しに係る対応

平成 26 年度介護保険事務調査における「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」に係る調査結果

○調査対象市町村 全市町村

○回答市町村 1,741 市町村

※平成 26 年 4 月 5 日時点

○平成 26 年 4 月 1 日現在、「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護サービスに係る利用者負担軽減制度」を実施しているか

社福軽減事業を実施している	1,627 市町村
社福軽減事業を実施していない	114 市町村

※未実施市町村名 (114 市町村)

北海道	中頓別町	秋田県	新島村	王寺町
網走市	枝幸町	北秋田市	神津島村	野迫川村
紋別市	豊富町	小坂町	三宅村	岡山県
三笠市	礼文町	上小阿仁村	御蔵島村	西粟倉村
歌志内市	利尻町	藤里町	八丈町	香川県
木古内町	利尻富士町	八峰町	青ヶ島村	直島町
七飯町	幌延町	五城目町	小笠原村	高知県
長万部町	津別町	八郎潟町	神奈川県	土佐清水市
奥尻町	清里町	井川町	山北町	仁淀川町
今金町	訓子府町	大潟村	清川村	佐川町
せたな町	置戸町	山形県	富山県	越知町
二セコ町	佐呂間町	飯豊町	氷見市	宮崎県
真狩村	滝上町	福島県	舟橋村	西米良村
倶知安町	西興部村	湯川村	上市町	木城町
神恵内村	平取町	中島村	朝日町	諸塚村
積丹町	えりも町	浅川町	福井県	高千穂町
古平町	中札内村	茨城県	池田町	鹿児島県
仁木町	広尾町	北茨城市	山梨県	三島村
余市町	陸別町	八千代町	丹波山村	大和村
赤井川村	標茶町	千葉県	長野県	瀬戸内町
奈井江町	弟子屈町	鴨川市	平谷村	沖縄県
上砂川町	鶴居村	栄町	根羽村	多良間村
新十津川町	別海町	東京都	岐阜県	竹富町
雨竜町	中標津町	昭島市	白川村	与那国町
上富良野町	標津町	檜原村	三重県	
和寒町	青森県	奥多摩町	朝日町	
天塩町	西目屋村	大島町	奈良県	
浜頓別町	大鱈町	利島村	曾爾村	

## (10) 保険料の収納率向上について

- 介護保険制度においては、原則として年金からの特別徴収により保険料を徴収していることにより、金額ベースで98.5%の徴収率（平成24年度）を達成しているところであるが、一方で、普通徴収に係る滞納額は約528億円（平成24年度末時点）、不納欠損額は約149億円（平成24年度）発生している状況。
- 各保険者におかれては、日頃から収納率向上のための対策を講じられているものと承知しているが、こうした滞納額・不納欠損額の発生については国会審議の場でも指摘されるなど、介護保険財政の安定的運営のために更なる取組の推進が求められている。収納率向上のための取組例は、「介護保険料の普通徴収における収納率向上対策の推進について」（平成20年7月3日老介発0703001 老健局介護保険課長通知）でも周知しているが、改めて次の点にご留意いただき、更なる収納率向上に向けて適切に取り組んでいただきたい。

### （介護保険法上の措置の適切な取扱い）

- 介護保険法上、保険料滞納期間に応じて、次の措置がとられることになっている。
  - ①現物給付を停止（一旦10割負担）し、償還払い化（原則1年以上未納の場合）
  - ②給付の一時差止（原則1年6ヶ月以上未納の場合）
  - ③保険料徴収権の時効消滅期間に応じた給付減額（1割負担→3割負担、高額介護サービス費等の不支給）（2年以上未納の場合）
- これらの措置について、直近の実績は下表のとおりとなっているが、介護保険法上、災害その他の特別の事情があると認める場合を除き実施するものとされていることを踏まえ、改めて法の適切な執行に努めていただきたい。

### 【平成25年度介護保険事務調査】※件数は重複あり

保険給付の償還払い化件数	3,914
保険給付の支払の一時差止件数	75
保険給付の減額等件数	9,720

### （滞納処分の強化）

- 保険料を納付する能力が十分にあるにも関わらず、保険料を納付しない悪質な滞納者については、滞納処分による確実な徴収も必要となるが、直近の実績は下表のとおりと

なっており、十分な取組が行われていないことが推定される。個々の被保険者の状況を勘案しつつ、必要な場合には適切に滞納処分を行っていくことについて、改めて取り組んでいただきたい。

【平成 25 年度介護保険事務調査】※件数は重複あり

実施市町村数 453 (26.0%)	
差押え決定件数	9,670
滞納保険料充当件数	8,403

(納付環境の整備のための取組の促進)

- 普通徴収における納付環境の整備のための取組としては、口座振替の積極的な勧奨、コンビニ納付等の活用、きめ細かい納付相談の実施などが考えられ、こうした被保険者の利便性向上を図る取組についても、更に促進していただきたい。

### (11) 介護保険分野へのマイナンバーの導入について

(社会保障・税番号制度の概要)

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「マイナンバー法」という。)により、地方公共団体は平成 29 年 7 月から同法別表に掲げる事務に個人番号を利用することができることとなる。

【具体的な施行スケジュール】

平成 27 年 10 月 市町村から国民一人ひとりに個人番号が通知される。

平成 28 年 1 月 社会保障・税・災害対策の行政手続で個人番号利用開始

⇒申請書への個人番号記入、同一市町村内での個人番号利用等が可能になる

平成 29 年 7 月 地方公共団体間での情報連携開始

⇒他の地方公共団体の有する特定個人情報(個人番号を含む個人情報)を情報提供ネットワークを通じて照会が可能になる

- 上記スケジュールを念頭に、円滑な施行に向けて保険者の施行準備に必要な情報提供をしていくとともに、被保険者をはじめ、ケアマネジャーや各サービス事業者等にも説明、周知が行われる必要がある。

平成 27 年 10 月の個人番号配布までには、後述の、今回の介護保険制度改正にかかる個人番号の利用や、窓口における本人確認の取扱いについて、今後機会をとらえてお示ししていく予定である。

(介護保険分野へのマイナンバー導入について)

- 介護分野における具体的な利用事務の例については、以下のとおり。
  - ・ 保険料賦課にあたって、他市町村に所在する特別養護老人ホームに入所しているために住所地特例の対象となり、市町村民税課税情報が把握できない者について、本来であれば書面により施設所在地市町村へ当該被保険者の課税情報の照会を行っているが、資格取得の届出時等に届出書等に記載されたマイナンバーを利用し、市町村担当者が中間サーバーにアクセスすることによって、施設所在地市町村における当該被保険者の市町村民税課税状況や合計所得金額の情報を入手することが可能となる。
  - ・ 要介護認定を受けている者が他市町村から転入してきた場合、本来であれば転入前市町村が発行する受給資格証明書にて転入前市町村における要介護認定の状況を確認することとしているが、要介護認定申請書等に記載されたマイナンバーを利用し、市町村担当者が中間サーバーにアクセスすることによって、転入前市町村における当該被保険者の要介護認定情報（要介護状態区分や認定の有効期間等）を入手することが可能となる。

【根拠法令】 ※参考資料 4－①参照

- ・ マイナンバー法 別表第一 68 項  
(個人番号を利用することができる事務)  
別表第二 93～95 項  
(情報提供ネットワークを通じて特定個人情報を照会することができる事務)
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成 26 年内閣府総務省令第 5 号） 第 50 条
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 26 年内閣府総務省令第 7 号） 第 46 条、第 47 条

【介護分野における主な利用事務（情報連携の例）】

利用事務	情報照会先	照会する特定個人情報
保険料賦課	都道府県知事等	被保険者の生活保護受給情報
	市町村長	・ 被保険者の市町村民税情報 市町村民税課税状況 合計所得金額 公的年金等収入金額 ・ 被保険者の属する世帯の世帯員の市町村民税課税状況
	市町村長	住民票関係情報（世帯員情報）
	市町村長	住所地特例対象者であることの確認
	年金保険者	被保険者の老齢福祉年金受給情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高額介護（予防）サービス費の支給</li> <li>・ 特定入所者介護（予防）サービス費の支給</li> <li>・ 旧措置入所者に対する施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費の支給</li> </ul>	都道府県知事等	被保険者の生活保護受給情報
	市町村長	・ 被保険者の市町村民税情報 市町村民税課税状況 合計所得金額 公的年金等収入金額 ・ 被保険者の属する世帯の世帯員の市町村民税課税状況
	市町村長	住民票関係情報（世帯員情報）
	年金保険者	被保険者の老齢福祉年金受給情報
要介護（要支援）認定・更新・区分変更申請	医療保険者	医療保険加入情報（第2号被保険者資格の確認）
住所移転後の要介護（要支援）認定	市町村長	転入前市町村における要介護認定情報

※ 個人番号を利用することのできる全ての事務の一覧（現時点版）は、参考資料4-②参照

（地方税関係情報を照会する場合の留意点）

- 情報提供ネットワークシステムを通じて地方税関係情報を照会する事務については、地方税法上の守秘義務の趣旨に鑑み、当該事務の根拠法令に本人への質問検査権とそれに応じない場合の担保措置（罰則等）が規定されている必要がある。

この点、介護保険法第 202 条において、「被保険者、第 1 号被保険者の配偶者若しくは第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属するもの又はこれらであった者」に対する質問検査権が規定されていることから、被保険者本人及び第 1 号被保険者の配偶者や世帯構成員については同条により対象となるが、第 2 号被保険者の配偶者や世帯構成員については同条の規定の対象とはならないため、情報連携によって特定個人情報を取得する場合には、別途その者の同意を得た上で取得する必要がある。

(省令等の改正について)

<介護保険法施行規則の改正>

- マイナンバー法の施行にあたり、保険者の窓口においては、各種申請受付時等に申請書に個人番号を記入いただく等により本人から個人番号の提供を受ける際、その真正性を確認したうえで提供を受けた個人番号を台帳に記録する等により管理し、マイナンバー法第 22 条の規定により、同法別表第 2 に規定する範囲で他の保険者等から特定個人情報の提供の求めがあった場合には、当該特定個人情報を提供することが義務づけられている。このため、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「規則」という。）にて申請書記載事項が規定されている条項については、申請書への個人番号の記載を追記する改正を行う予定（今後、パブリックコメントを行い、速やかに公布）としている。（改正案は参考資料 4 - ③参照）

<関係通知等の改正>

- 規則改正の公布時期にあわせて、現在以下の通知等にて示している申請書等の様式についても、申請書に個人番号欄を追記する改正を行う予定としている。
  - ・ 居宅介護サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式について  
（平成 11 年 12 月 8 日老企発第 31 号）
  - ・ 介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式について  
（平成 18 年 3 月 31 日 老振発第 0331010 号）
  - ・ 高額医療合算介護サービス費等の支給の運用等について  
（平成 21 年 1 月 16 日付け老介発第 0116001 厚生労働省老健局介護保険課長通知）
  - ・ 要介護認定等の実施について  
（平成 21 年 9 月 30 日 老発 0930 第 5 号）

- また、制度創設時やこれまでの全国介護保険担当課長会議等にて申請書の様式例等を示している以下の様式については、特段改正様式例を示すこととはしていないが、適宜個人番号欄を追記する等により使用して差し支えない。

◆規則にて申請書等記載事項に個人番号を追記することとしているもの

- ・「介護保険資格取得・異動・喪失届」
- ・「介護保険 被保険者証交付申請書」
- ・「介護保険 被保険者証等再交付申請書」
- ・「介護保険 住所地特例 適用・変更・終了届」
- ・「介護保険 高額介護（予防）サービス費支給申請書」
- ・「介護保険負担限度額認定申請書」
- ・「介護保険 要介護認定等申請受理通知書」  
(第2号被保険者の未納医療保険料等確認)
- ・「介護保険特定負担限度額認定申請書」  
(旧措置入所者に関する認定申請)

◆その他、申請書記載事項を省令や通知等で定めてはいるが、個人番号欄の追記が考えられる申請書

- ・「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書」
- ・「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書」
- ・「介護保険居宅介護（予防）サービス費等支給申請書（償還払用）」
- ・「介護保険特例サービス費等支給申請書（受領委任）」
- ・「介護保険料減免・徴収猶予申請書」
- ・「介護保険利用者負担額減額・免除申請書」
- ・「介護保険支払い方法変更（償還払い）終了申請書」
- ・「介護保険給付額減額免除申請書」
- ・「介護保険利用者負担額減額・免除等申請書」  
(旧措置入所者に関する認定申請)

<その他留意点>

- マイナンバー法別表第二第95項に規定されている特別徴収に関する事務においては、システム改修に係る費用対効果も含めた検討が必要であることから、当面個人番号は利用しない。



- 平成 27 年度介護保険制度改正により新たに設けられた手続（一定以上所得者の 2 割負担の所得判定や高額介護サービス費の現役並み所得者の判定等）に係る個人番号の利用についても、マイナンバー法施行から情報連携を行うことができるよう現在調整中である。ただし、地域支援事業については、マイナンバー法別表第一及び別表第二に記載されてはいるが、個別の要件等が法令上に規定されているものではないため、マイナンバーを利用した情報連携を実施するために、今後さらに検討を要する事項である。
- 本人から個人番号の提供を受けるときは、窓口にて本人確認の措置が必要となる。本人確認の措置については、マイナンバー法、マイナンバー法施行令（平成 26 年政令第 155 号）、マイナンバー法施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号）に従うこととなる。具体的には、窓口における個人番号カード若しくは通知カード及び運転免許証等（通知カード記載内容が本人のものであることを証する書類）等の確認が必要となる。
- その他、マイナンバーの運用開始に向け、国・地方公共団体・各データ保有機関の連携・情報共有を目的とした「デジタル PMO」サイトが内閣官房により開設されているため、適宜参照されたい。

※「デジタル PMO」URL：<https://cas.digital-pmo.go.jp/>

（閲覧にはユーザ ID、パスワードが必要（内閣官房から各自治体の社会保障・税番号制度主管課へ配布済み。））

## 介護保険基準収入額適用申請書（案）

年 月 日

(申請先)

市(町村)長

次のとおり関係書類を添えて、高額介護サービス費の負担区分判定に係る収入額を申請します。

1	フリガナ		被保険者番号																	
	被保険者氏名		性 別		男	・	女													
	生年月日	明	・	大	・	昭														
2	フリガナ		被保険者番号																	
	被保険者氏名		性 別		男	・	女													
	生年月日	明	・	大	・	昭														
3	フリガナ		被保険者番号																	
	被保険者氏名		性 別		男	・	女													
	生年月日	明	・	大	・	昭														
住 所		連絡先																		

氏 名							
平成 年中 の 収 入	公的年金	円		円		円	
	給 与 (パート収入等を含む)	円		円		円	
	( ) (年金・給与以外の収入)	円		円		円	
	合 計	円		円		円	

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先(自宅・勤務先)
申請者住所	本人との関係

## 注意事項

(1) 市町村民税が課税されている・いないにかかわらず、ご本人(40歳以上65歳未満の方は除く。)及び同じ世帯におられる65歳以上の方それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けてご記入ください。

(2) 収入額はすべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入(障害年金・遺族年金・恩給・特別弔慰金・災害弔慰金など)は除きます。

(3) 公的年金等源泉徴収票・給与源泉徴収票・確定申告書の写しなど、公的年金及び給与収入額が確認できる書類を添付してください。ただし、1月1日において本市(区長村)に住所がある方の公的年金収入の場合については添付書類は不要です。また、収入額を確認できる書類がなく、かつ、収入額を証明する書類が発行されていない収入についても添付書類は不要です。